

業者規制と不祥事

二上 季代司

目 次

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1. はじめに | 4. 第3期 (2008～16年度) |
| 2. 第1期 (1992～99年度) | 5. 業規制と不祥事 |
| 3. 第2期 (2000～07年度) | |

バブル崩壊後、日本版ビッグバンと金融商品取引法を画期として証券業者等の行政処分が増え、処分も重くなっている。処分理由にも変化が見られる。登録制への移行など「業規制」のあり方に変化があったことが背景にある。しかし、「業規制」の変化は成熟期に入った日本経済の課題解決に沿った正しい選択である。不祥事は業規制が有効に働いているかどうかのバロメーターであり、必要なら部分的な改正を加えるべきであろう。

1. はじめに

本稿では「業者規制と不祥事」を取り上げ、証券会社（より広くいえば証券取引の仲介業者）が引き起こす「不祥事」が何に起因するのか、それを防止するための規制に隙間がないのか、もしあるとすればどのような規制が新たに必要か、について以下の手順で検討を進めたい。

最初に、業者の不祥事の実態を把握する必要がある。利用できる資料としては、金融庁および証券取引等監視委員会（以下、SESC）の年次白書

その他がある。SESCは、金融庁から権限を委任されて仲介業者である証券会社等の取引状況、法令遵守状況を継続的に検査しており（これを「証券検査」という）、必要であれば行政処分を行うよう金融庁に勧告する。SESCは年次白書でこれらの内容を公表している。

他方、金融庁は2005年7月より金融機関等の「行政処分事例集」を公表している（注1）。これは処分内容と主たる処分原因についてコンパクトに整理してあるが、現時点での公表は02年4月以降しか遡ることができない、また公表対象が会



二上 季代司（にかみ きよし）

（公益財団法人）日本証券経済研究所大阪研究所長（滋賀大学名誉教授）。1952年生まれ。80年大阪市立大学大学院博士課程修了、商学博士。同年、日本証券経済研究所入所。大阪大学大学院国際公共政策研究科客員教授、ロンドン大学SOAS（極東アフリカ学院）客員研究員、滋賀大学経済学部教授を経て、15年4月より現職。主な著書に『日本の証券会社経営』（東洋経済新報社、90年、学位論文）がある。